

# 研修だより

矢島小学校

No.24

05.10.26

## 国連が示す人権教育

「人権教育」という言い方が一般的になる以前は、同和教育という言い方が広く普及していました。同和教育から「人権教育」へ変化していった要因は、政府の行政施策の変化と、国連の影響の二つが関係しています。

### 国連が示す人権教育

- a 人権と基本的自由への尊重を一層強化すること。
- b 個性を全面的に開花させ、人間の尊厳を大切にすることを十分に育てること
- c すべての国民、先住民および人種・民族・エスニック・宗教・言語集団間の相互理解と寛容、性的平等および友好関係を促進すること。
- d すべての個人が自由な社会に効果的に参加できるようにすること。
- e 平和を守るための国連の活動を促進すること。

(国連人権教育の10年「行動計画」より)

森実(大阪教育大)氏は、国連が示す人権教育には次の四つの次元があるとしています。

- 1 人権としての教育  
＜教育を受けることが自体が人権である＞
- 2 人権に関する教育  
＜様々に存在する人権の侵害や差別、それに抗しての政府や市民の活動に学ぶ＞
- 3 人権を通しての教育  
＜人権について学ぶ場や過程そのものが人権教育の内容になる＞
- 4 人権のための教育  
＜社会全体に人権を大切にする価値観や文化を広め定着させる＞

これを見ると、私たちが研究・実践するのは、主として、「人権を通しての教育」ということになります。